第三項の表高松タカンの項中「ＴＺＣ」を「ＴＺＴ」に、「高松ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に改める。

第五項の表秋田ＤＭＥの項中「ＡＴＥ」を「ＡＴＤ」に、「秋田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に、同表雄和ＤＭＥの項中「７時から21時30分まで」を「24時間」に、同表浜松ＤＭＥの項中「ＬＨＥ」を「ＬＨＤ」に、「浜松ＶＯＲと組合わせＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

○海上保安庁告示第百三十二号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第二十条の三第二項及び第二十条の五の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、名古屋船舶通航信号所に関する告示（平成六年海上保安庁告示第七十一号）の全部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年六月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、名古屋港海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する名古屋船舶通航信号所（以下「信号所」という。）について周知するとともに、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）第二十条の三第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十条の五の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供及び勧告の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第三十七条の三第一項に規定する特定船舶をいう。

二　準特定船舶　特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

三　航路　規則別表第二名古屋の部に掲げる東航路、西航路及び北航路をいう。

（センターが運用する信号所）

第三条　センターが運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　なごやハーバーレーダー

二　位置　愛知県名古屋市（金城ふ頭南端）（北緯三十五度二分六秒東経百三十六度五十分四十六秒）

三　業務開始年月日　平成六年七月十五日

（情報の提供）

第四条　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＭＦ無線電話、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

二　内容

イ　ＭＦ無線電話及びインターネット・ホームページによる場合

(1)　名古屋港（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）別表第一に掲げる名古屋港の港の区域をいう。以下同じ。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況

(2)　名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

(3)　東水路（規則第二十九条の三第一項に規定する東水路をいう。以下同じ。）を航行する長さ二百七十メートル以上の船舶、西水路又は北水路（それぞれ規則第二十九条の三第二項に掲げる西水路又は北水路をいう。以下同じ。）を航行する長さ百七十五メートル以上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数五千トン以上の油送船の水路入航予定時刻、船名、総トン数等

(4)　東水路、西水路及び北水路における港内信号（規則別表第四に定める信号をいう。）の現状及び予告

(5)　名古屋港内及びその境界付近海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(6)　名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

(7)　名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

(8)　霧等が発生した場合の信号所における視程の状況

(9)　名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(10)　名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(11)　その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合

(1)　イに掲げる事項（(3)及び(7)を除く。）

(2)　四日市港防波堤外端及び名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

ハ　電話による場合　イ(1)、(3)、(4)及び(7)に掲げる事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ（船舶自動識別装置による場合に限る。）

2　前条の信号所を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は船舶自動識別装置

二　内容

イ　ＶＨＦ無線電話による場合

(1)　名古屋港のうち、天白川千鳥橋、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋及び荒子川樋門各下流の河川水面、庄内川一色大橋、新川庄内新川橋、日光川水こう門及び名港西大橋により囲まれた河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面を除く海域及びその周辺海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十条の三第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十七条の三第一項の規定により提供されるものを除く。）

(3)　情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合　伊勢湾のうち北緯三十四度四十五分の線以北の海域において、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　情報の提供（ロの場合を除く。）

(1)　日本語の場合　情報

(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ

ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1)　日本語の場合　警告

(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ